

平成 28 年 12 月 22 日
株式会社日本政策金融公庫

中国大手商業銀行「平安銀行」に初の信用状を発行

日本政策金融公庫（略称：日本公庫）中小企業事業は、中国に海外展開している中小企業者 2 社に「スタンドバイ・クレジット制度」（注 1）を適用し、このたび、平安銀行（中国）に対して、各社海外現地法人の債務を保証する信用状を発行いたしました（保証金額：2 社計 180 万人民元。円貨換算 29 百万円相当（注 2））。平安銀行とは本年 6 月に「スタンドバイ・クレジット制度」にかかる業務提携契約を締結しており、同行に対する本制度の適用は全国初となります。

「スタンドバイ・クレジット制度」は、中小企業・小規模事業者が海外現地法人等と共同で新たな事業活動等を行うために必要となる現地流通通貨建て資金の調達を支援する制度です。

本制度利用のメリットとしては、海外現地法人等が事業活動で得た資金をそのまま返済原資に利用できることによる為替リスクの回避や、資金調達手段の多様化等が挙げられます。

日本公庫は、国の施策に基づく政策金融機関として、今後とも本制度を活用し、中小企業・小規模事業者の海外展開にかかる円滑な資金調達を支援していきます。

（注 1）本制度は、平成 24 年 8 月に「中小企業経営力強化支援法」の施行を受けて取扱いを開始したものです。日本公庫が提携する海外金融機関に対して債務保証のための信用状を発行するもので、「平安銀行」（中国）、「インドステイト銀行」（インド）、「バンクネガラインドネシア」（インドネシア）、「KB 国民銀行」（韓国）、「CIMB 銀行」（マレーシア）、「パノルテ銀行」（メキシコ）、「メトロポリタン銀行」（フィリピン）、「ユナイテッド・オーバーシーズ銀行」（シンガポール）、「合作金庫銀行」（台湾）、「バンコック銀行」（タイ）及び「ベト・イン・バンク」（ベトナム）の計 11 機関と業務提携契約を締結しています。

（注 2）1 人民元＝16.27 円で換算。

< 制度適用先の概要 >

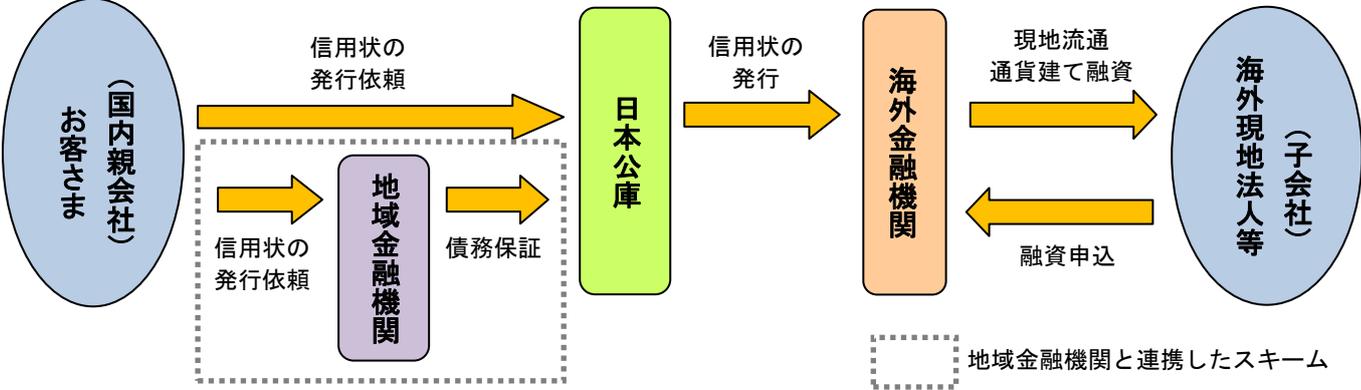
企業名	新廣瀨商事株式会社	代表者	廣瀨 茂孝
住所	福岡県三井郡大刀洗町大字本郷 4133 番地の 2	保証金額	80 万人民元（円貨換算 13 百万円）
事業の概況（業種：プラスチック製容器製造業）			
食品業界向けプラスチック包装容器の製造業者で、特にハードプラスチック製容器の分野においては先駆者的存在。商品保護・鮮度保持は勿論のこと、美味しく見せること、食べやすくすること、スタイルの新しさ等を日々追求し、数多くのプラスチック容器の開発・特許・実用新案を取得。国内工場及び中国（上海）に生産拠点を有し、アジア圏を中心としたグローバル化を図っており、今後は、中国市場における食の安全・安心にかかるニーズの高まりを受け、品質の高い日本製容器の輸出事業の強化を図る方針。			
「新廣瀨商事株式会社」へのお問い合わせ TEL 0942-77-3000（担当：圓山（マルヤマ）部長）			
企業名	有限会社バイトルヒクマホールディングス	代表者	高村 真康
住所	東京都豊島区雑司が谷 1 丁目-49-11	保証金額	100 万人民元（円貨換算 16 百万円）
事業の概況（業種：受託開発ソフトウェア業）			
金融関連システム開発及び業務系アプリケーションシステムの企画・開発業者で、国内においては銀行・保険・証券関連システムの開発業務を得意とし、大手シンクタンクや金融機関からの受注が大部分を占める。一方、中国現地法人は企業向けメッセンジャーアプリ「By Talk」の開発・販売及び日本法人のオフショア業務を行っており、今後は中国において「By Talk」の販売を拡大するとともに新規受託開発業務の獲得を図る方針。			
「有限会社バイトルヒクマホールディングス」へのお問い合わせ TEL 03-5996-1321（担当：高村社長）			

「スタンバイ・クレジット制度」の概要

<ご利用いただける方>

- ・ 経営強化法に基づく経営革新計画の承認（変更承認を含む）を受けた方
 - ・ 経営強化法に基づく異分野連携新事業分野開拓計画の認定（変更認定を含む）を受けた方
 - ・ 経営強化法に基づく経営力向上計画の認定（変更認定を含む）を受けた方
 - ・ 地域資源活用促進法に基づく地域産業資源活用事業計画の認定（変更認定を含む）を受けた方
 - ・ 農工商等連携促進法に基づく農工商等連携事業計画の認定（変更認定を含む）を受けた方
- ※なお、本制度により資金調達を行う海外現地法人は、国内の中小企業者が経営を実質的に支配している先で、かつ、上記のいずれかの計画において国内中小企業者と共同で事業を行うこととされている先に限ります。

<仕組み図>



<商品概要・ご利用条件>

信用状の発行条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補償限度額：1法人あたり4億5千万円（①海外支店や分工場等、国内親会社と法人格が同一の場合は、国内親会社毎に4億5千万円、②海外において別個に法人格をもつ場合は、当該法人毎に4億5千万円が補償限度額となります。） ・ 補償条件：海外金融機関からの請求による支払い ・ 信用状有効期間：1年以上6年以内 ・ 適用ルール：UCP600（国際商業会議所による信用状統一規則）またはISBP98（Institute of International Banking Law & Practice, Inc.（国際銀行法銀行業務協会）が主体となって作成した国際スタンバイ規則）に準拠
信用状制度の利用条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補償料率：信用リスク・信用状有効期間等に応じて所定の料率が適用されます。 ・ 補償料の支払方法：信用状の発行前に一括前払い ・ 連帯保証人：一定の要件を満たす場合には、経営責任者の方の個人保証が不要となります。 ・ 償還債務の金額：公庫の補償履行金額に費用等を加えた金額を円換算した額
海外でのお借入れ条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 融資条件（期間・返済方法・金利等）の詳細については、海外金融機関が決定しますが、以下の内容であることが必要です。 ・ 融資金額及び通貨：信用状の補償金額の範囲内。現地流通通貨建て。 ・ 資金用途：承認又は認定を受けた計画事業を行うための設備資金及び長期運転資金 ・ 融資期間：1年以上5年以内

<提携している海外金融機関（国・地域）> 《国・地域の英語名のアルファベット順に記載。》

- 平安銀行（中国）
- インドステイト銀行（インド）
- バンクネガラインドネシア（インドネシア）
- KB国民銀行（韓国）
- CIMB銀行（マレーシア）
- パナルテ銀行（メキシコ）
- メトロポリタン銀行（フィリピン）
- ユナイテッド・オーバーシーズ銀行（シンガポール）
- 合作金庫銀行（台湾）
- バンコック銀行（タイ）
- ベト・イン・バンク（ベトナム）

※ご利用いただける通貨は、現地流通通貨（各国通貨のほか、米ドルも可能）となります。